

第58号議案

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する 条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する 条例

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例（平成16年足立区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

2 区長は、指定管理者を指定しようとする場合は、特別の事情があると認めたときを除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

第17条第1項中「前条」の次に「第1項」を加え、同条第2項を次のように改め、同項各号を削る。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により第1条に規定する目的を最も効果的に実現することができると認められる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

第17条に次の1項を加える。

4 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定管理者の指定に関する規定を整備するほか、所要の規定を整備す

る必要があるので、この条例案を提出いたします。